



人権協会 Vol. 1

編集・発行 / 八尾市人権協会 八尾市南久宝寺 3-18 第 2 事務所 TEL 072-924-9853



人権協会 新たな旅立ち

「期待」と「不信」を受け止めて

この度、八尾市人権協会の理事会において、会長に信任されました奥田です。長い間お世話になった前任の森田会長からひきつぎました。

八尾市人権協会の元副会長が起こした不祥事は、飛鳥会事件や奈良、京都の事件と同様にテレビや新

聞で、取り上げられました。これが発端であり、今、八尾市人権協会がこの不祥事の反省をふまえて生まれ変わるのか、人権の名にふさわしい協会として改革を進めていくのか、という市民の厳しい眼差しを強く感じながら、今日新たな船出となりました。

被差別を中心に

千葉県が障害者差別禁止の条例を作りました。実際に取り組みられた方々の話を聞いてみると、この条例は、なかなか声を上げられなかった差別の現実を、浮き彫りにしたと言います。特に学校教育現場の事例として、「文化祭や修学旅行には、手がかかるから来ないでほしいと言われた。」「障害がある次男がクレヨンを落としたり、長男がわざわざ教室に呼ばれた。」「普通学級を希望したら、普通ではないのですよと言われ、拒否された。」「家を借りるとき、障害児がいると言うと、大家が嫌がったら引っ越すという一筆を取られた。」というような実態があり、それが条例制定のきっかけとなったそうです。八尾の場合は、学校教育現場でそのようなことはないと思いますが、こういった様々な差別の実態という人権の課題が八尾の街にもたくさん残されているのではないかと感じています。

八尾という街は、全国でも有数な、人権の課題をかかえた市民が暮らすまちではないでしょうか。二ヶ所の同和地区、中国からの帰国者、ベトナム難民、歴史的にも在日韓国・朝鮮人の方々が多く暮らしています。また、母子家庭のお母さんが苦勞しています。高齢者が様々な困難を抱えています。障害者が様々なバリアに困難を感じています。人権人権と叫ぶと、肩身が狭くなるような市民の厳しい反応もありますが、人権の課題を一つひとつ丁寧に発見し、しんどい人が頼りに出来る、心のよりどころになる

ような協会をつくりあげていきたいと思っています。

今回、女性、子ども、高齢者、部落、外国籍住民など、様々な被差別当事者の代表が新たに理事を構成する形に改革しました。八尾市人権協会がめざすもののはっきり見えてきたのではないかと感じています。

着実に「改革」を進める

この集会の前に開かれた総会では、お忙しい中、田中市長に駆けつけていただき、大変力強い連帯とはげましの挨拶をいただきました。振り返れば、昨年6月に田中市長から、通達文書をいただき、人権協会を抜本的に改革しなさい、その具体案がまとまらなければ八尾市の予算は打ち切りますよ、その期限は8月中ですよ、というものでした。厳しい内容ですが、改革すればしっかり応援するという、市長の人権行政に対する決意と受け止め、多くの人権を侵害され困難をかかえる市民の心のよりどころになる協会になるため、八尾市の温かい支援もうけながら、人権のまち、八尾市にしていかなければならないと考えています。

マイノリティ市民や、市長からの期待に応えるため、大変微力であり、一挙に大きなことはできませんが、新しい理事・評議員のみなさんとともに、一つひとつ積み上げていきたいと思っています。

※ 2007年9月26日～新たな出発(たびだち)にむけて～「八尾市人権協会のこれからの期待する市民のつどい」より

市長

メッセージ

貴協会におかれましては、人権意識の普及や啓発に向けた様々な取り組みを展開されてきた、これまでのご功績に対し、深く敬意を表します。

昨年をうけ、改めて人権行政の抜本的な改革が必要であるとの認識のもと、貴協会に対し「様々な人権課題に対応できる組織」に改革するよう要望したところ、検討委員会が設置され、新しい人権協会への刷新がはかられ、「人権協会の新たな旅立ちに向けた市民の集い」が開催の運びとなったことは誠に喜ばしく、心よりお祝い申し上げます。

女性差別の問題、高齢者や子どもの権利擁護の問題、障害者問題、部落差別の問題、外国人市民への差別の問題などすべての人権が尊重される社会の実現をめざす取り組みを進めていく必要があると認識しています。今後とも一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めるためのパートナーとして、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

市民意識調査より

人権の侵害 あなたはどうしますか？

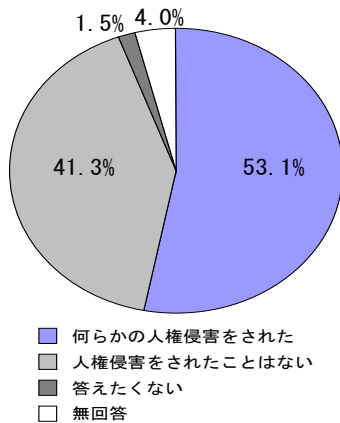
～八尾市『人権についての市民意識調査より』～

八尾市は市民との協働を重要な柱と位置づけ、人権教育・啓発プランづくり研究会を立ち上げ、この研究会活動のひとつとして2004年10月に『人権についての市民意識調査』を実施しました。この市民意識調査の中から八尾市民の意識を少しのぞいていきたいと思います。(調査の対象は満16歳以上の市民から3000名を住民基本台帳・外国人登録原票から無作為で抽出し、実施しました。)

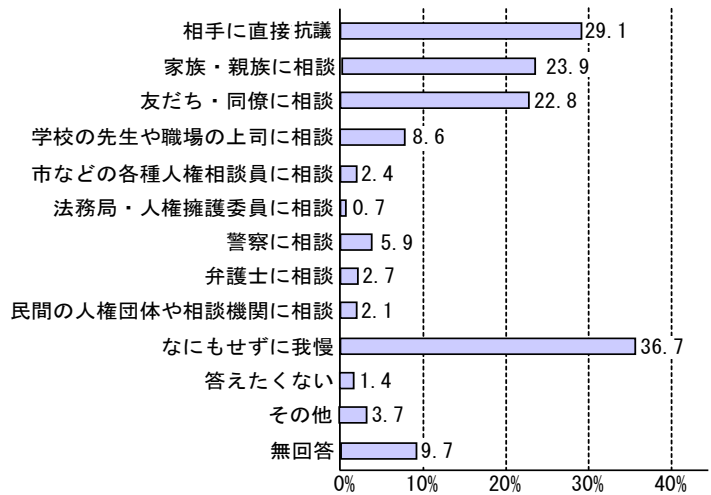
●人権侵害を受けた時の

対処と取り組み

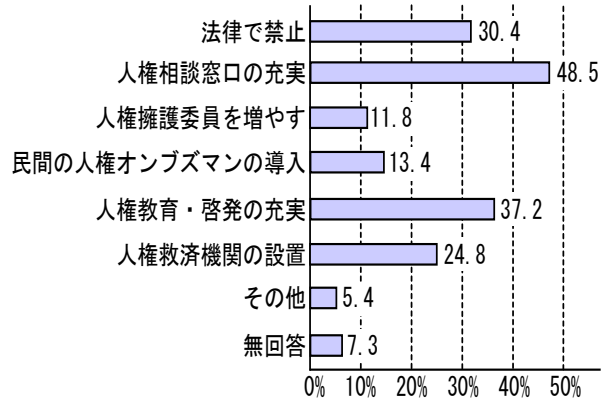
『自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか』の問いに対し、53.1%の方が何らかの人権侵害をされたことがあると答えました。



その53.1%の方に『人権侵害を受けた時、どうするか?』の問いをしたところ、『何もせずに我慢する』が36.7%と一番多いポイントになっています。

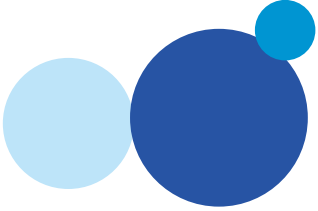


『人権を守るために、今後どのような取り組みが必要だと思いますか?』の問いには『人権相談窓口の充実』が48.5%、次いで『人権教育・啓発の充実』が37.2%でした。



人権侵害を受けた時、誰にも相談できずに我慢をしている人がいるという実態が浮き彫りになりました。また、多くの人が相談窓口の充実と人権啓発の必要性を感じていることも分かりました。

これはアンケート調査から見える課題のほんの一握りです。このアンケートから見た実態を元に、人権協会は相談事業の充実や人権啓発に一層取り組んでいきたいと思います。



誰もが大切にされる

ひとりひとりがみえる社会へ

—それぞれの人権課題から—

「こんな事で困っています」

車イスを使って外出をしています。単独で外出やまたはヘルパーさんを使って外出した場合に困ることは、何でしょうか？それは「放置自転車」です。なぜかという、車イス当事者や車イスを押しているヘルパーさんも、その道が通れないために出たくもない車道を通らなければいけないし、また、時と場合によっては自転車を移動させなければなりません。

よく「放置自転車」が置かれている為、歩道が狭くなっています。店が開いている時によく駐輪していて、人のすれ違いが出来なくなります。また、歩道に出ている看板や店にある段差、後はインターロッキング（タイルみたいに引き詰められている）や傾斜だったりします。それらは、物的バリアです。

もう一つは、例えばヘルパーさんと交通機関を使って出かける時に、駅員さんはほとんどヘルパーさんに聞いてきます。車イスの方に行き先などを訪ねて欲しいです。車イスに乗っているだけで声をかけてくれません。まずは、車イスの人に声をかけてもらえると嬉しいです。私もヘルパーさんと出かける際に経験をしています。

独りで電動車イスに乗り出かける時に手伝って欲しい場合は、売店の定員さん等に声をかけることが多いです。私が「手伝って下さい」と通りすがりの人に声をかけると手伝ってもらえることもあります。その時が嬉しかったです。

もしも困っている姿を見かけたら、まずは「お手伝いしましょうか？」と声をかけてもらえると嬉しいです。もし、声をかけても断ることがあるかもしれません。その時は、暖かく見守っていて下さい、お願いします。(K)

「ごく普通の医療をあたりまえに受けたい。ただ、それだけなんです。」

2001年5月の「ハンセン病違憲国家賠償請求訴訟」以降、国は、ハンセン病療養所の将来についての具体策を何らしておらず、療養入所者や回復者の不安は解消されていません。

国の差別政策という被害を受けた回復者の社会復帰を支援するにあたり、何が必要なのか。関西退所者原告団「いちょうの会」で活動しておられる3人の回復者の方々から、お話を伺いました。

問題は「医療」と「介護」

社会復帰して一番困るのは医療。体を見ればハンセン病の後遺症だとわかる障害があるので、身体検査を受けたくないんです。医者や医療従事者がハンセン病についてどれだけ理解しているのか、とても不安なんです。医療と介護の問題は深刻です。回復者の社会復帰を本当に支援するというのであれば、地域医療の充実は不可欠です。八尾でも、社会復帰者が生活しています。大阪府は拠点病院の整備を進めていますが、遠いため不便なんです。市民病院でハンセン病医療を確立してほしいと切に願います。実際に地域の医院に行って、ハンセン病回復者ということで過剰な対応をされたと感じたことがありました。特別なことをしてほしいのではなく、私たちは、ごく普通の医療を、あたりまえに受けたい。ただそれだけなんです。

要介護認定の仕組みについて、ハンセン病回復者の場合は、末梢神経を冒されている場合が多いので、一般的な介護のニーズとは少し違うニーズがあるんです。普通の人だと20分程度で行う煮炊きが、1時間かかる。包丁を持ってない。具体的に私のニーズは、「換気扇の掃除」と「絨毯の敷き上げ」という2つだけなんです。現在の介護保険制度の仕組みではこのニーズがかなわない。介護認定の中で、ハンセン病の後遺症について考慮していただきたいと強く望みます。

地域で身近な支援を

国賠訴訟の直後には、多くの行政担当者と面談し、社会復帰にむけた行政の体制が整うことを期待しましたが、役所の人は数年で担当が変わってしまうので、とても不安です。大阪府福祉人権推進センター（ヒューマインド）にハンセン病回復者支援センターができたことは非常に心強かったし、今も助かっています。八尾でも、回復者が安心して地域に住み続けることができるような支援体制をもっと整えてほしいと思います。

啓発を強化してほしい

啓発の充実も重要だと感じています。先ほど述べた医療の充実は、医療従事者に対するハンセン病問題の啓発という課題を含んでいます。社会復帰してから5年以上がたちましたが、地域の友達やご近所さんに、ハンセン病回復者だ、と胸を張って言えないんです。堂々と、本当のことを言って生きていきたいと望んでいます。

学生や支援団体などに講演を依頼され、話をする事があります。「どんなことでも質問してください」と言うと、聞いている方はなかなか質問しづらいということがわかってきました（笑）。何でも聞いて欲しいと思っているが、一つだけやめてほしいのは、「あなたはちゃんと国から補償されて良いですね」というような意見。本当に傷つきます。療養所での生活の苦しさは、同じ生活をした者にしかわからないはず。親の死に目に会えない辛さをどこにぶつければよいのでしょうか。

学校教育でもハンセン病の問題を積極的に取り上げてもらいたいし、私たちももっと話をしていると思っています。中学生と高校生に講演したことがあります。先入観が少ないのでわりとすんなりと理解してくれている様子です。感想文を書いてくれると、とても嬉しいんです。「国の犯罪」についての感想が多いことが印象的です。

今なお残る「差別」

ハンセン病回復者の場合、ハンセン病について家族より他人のほうが理解してくれるという場合が多い。家族ほど、差別が厳しいし、身内からハンセン病が出たという事を隠したがるものです。悲しいですが事実です。そして回復者がなかなか表に出て来れないというのもこの問題を複雑にしている原因であり、その理由はやはり「差別」です。2003年の宿泊拒否事件の際には、私たちを支援するメッセージもたくさんありましたが、同時に誹謗中傷するものもたくさんあったんです。

支援者や回復者の仲間などと、何も気にせず生い立ちを語る機会が増えてきましたが、身内や兄弟には自身の生き様を話せません。家族に自身がハンセン病回復者であることを隠している場合は、なおさらです。(M)

「子どもが本当の意味で 大切にされるということ」

さまざまな人権課題の中で、子どもの人権が侵害された、子ども自身が自分は差別されたなど、子どもが当事者として発信することは少ない。子ども権利条約で意見表明権や差別の禁止が明記されているにも関わらず、それを知っている子どもも、それを真剣に聴くおとなも少ないからです。

私が「子どもの人権」というテーマにかかわったのは、CAP という子どもへの暴力防止プログラムに出会ったからです。CAP は、すべての子どもの自尊感情を高めるための人権教育をします。自分が大切な存在であることを知ってもらいます。

子どもの存在が大切だとほとんどのおとなは思っているはずですが、でも、大切に思うことの意味や行動は、人によってぜんぜん違います。子どもにとって本当の意味で大切とは何か、おとな側が暴力ではない方法で、話し合っていく姿を子どもに知ってもらうことが大事だと思います。

子どもはいつかおとなになり、また親にもなります。自分が本当に大切にされた経験を持つおとなであったら、子どもを大切に育む親になるはずですが、すべての子どもが安心して生きることのできる社会は、社会的弱者の人にも心地よい社会ではないでしょうか？

行政が、子どもの各発達段階に応じた支援や協力を、家庭や地域・学校だけに関わるのではなく、子どものことを考える市民団体や NPO や NGO とのパイプ役をも積極的に関わって、子どもたちにたくさんのおとなとの出会いの場を作って欲しいと願います。(A)

「外国人市民を“市民”として認める社会を」

八尾市には外国人登録をしている人たちが、約 7, 200 人います。日本籍の外国人市民もいますから、その数はもっと多くなります。しかし、国籍が違うから、外国人だからと嫌な思いをさせられることがたくさんあります。私たちにはこんな相談が寄せられます。

例えば、賃貸住宅を借りる時に、「外国人は家主がダメといっている」と、露骨に断られた経験をされた人は多いです。ある相談者は、本人をみて判断してほしいと、仲介業者を通じて家主にかけあってもらいましたが、会うことも拒否されました。また別の相談者は、あまりにも露骨すぎて、それが問題であるかどうかを私たちに確認するまで気づかないくらいでした。また、携帯電話の契約で、必要とされる身分証明書を出しているにもかかわらず、外国人登録証とパスポートの提示を求められることなどもあります。日本人なら何気ない日常生活での出来事ですが、外国人市民の場合、それが大きな緊張となつてのしかかってくる場合があります。

しかし、このような出来事も、「外国人だから仕方がないんじゃない」と見過ごされてはいないでしょうか。何に違いがあるのでしょうか。例えば、隣に住む騒がしい住民は、「○○さんは」となりますが、外国人市民の場合は、固有名詞ではなく「○○人は」となりませんか。民族性や文化性にある種の特性はあるとは思いますが、人格まで○○人だからといってみんな同じではありません。

八尾市が外国人市民の人権を大切にすまちななることを期待しています。(P)

人権都市「八尾」をめざし！

人権行政のパートナーに

八尾市人権協会は様々な人権課題（被差別部落、外国人、障害者、女性、子ども、高齢者など）に対応すべく、9月に人心を一新し八尾市人権行政のパートナーとして活動中で

人権意識のひろがりをめざして

☆じんけん楽習塾☆

すべての市民の人権意識の高揚を願い、人権教育・啓発の取り組みを行っています。

じんけん楽習塾もそのひとつです。じんけん楽習塾は、これまで講演型、動員型で行われていた人権啓発を、参加型で取り組み始めた八尾における先駆的な人権学習講座です。このじんけん楽習塾も今年度で10年を迎えました。

全12回どれもがすばらしかったのですが、私の一押しワークは第8回の『異文化とのであい～その時あなたは～』です。

まず、八尾に住む外国人市民についてクイズ形式で知識を蘇らせたり、導入したり。オールドカマー・ニューカマーを含め約7,200人の外国人市民が八尾に住んでいる、少し驚き！

そして、非言語でのコミュニケーションで伝え合うミニワーク、いよいよ本題に！

『あなたの学校にスマイル国からの留学生ハートさんがやって来ました。ハートさんの家族は、親戚を頼り日本にやって来て、これからはずっと定住していく予定です。ハートさんの家族はお父さん、お母さん、ハートさん、妹のダイヤちゃん（3歳）の4人暮らしです。ハートさんが学校で日本語を学びながら、数学や英語の教科学習をし、高校入試に合格できるような学力をつけるにはどうしたらよいでしょうか？さらに、日常生活でもとけ込めるようにするためには周りの人たちはどんな事をしたらよいでしょうか？』

格差社会で生活がしにくくなっている昨今、改めて八尾市の外国人市民が置かれている状況を参加者のみんなが理解できたと思います。ことばの問題、外国人の問題と一面的に捉えるのではなく、地域社会の問題と捉える事で自身の問題となり、取り組みの主体者の一員になるのではないのでしょうか。

■来年度も実施予定です。興味のある方は事務局までご連絡下さい。(F) TEL 072-924-9853

| | 日程 | テーマ | ファシリテーター |
|----|--------|--|----------------------------|
| 1 | 5月9日 | リズムで出会おう！ワン・ツウ・スリー♪ | NPO法人KARALIN |
| 2 | 5月23日 | スターパワー ～権力欲を考える～ | 富岡美知子(異文化コミュニケーショントレーナー) |
| 3 | 6月6日 | ピア・カウンセリングってな～に？Ⅲ | 地域活動支援センター ちのくらぶ・ピアカン部会 |
| 4 | 6月20日 | Win&Win交渉(ふあみくろバージョン) | 川本智紀(NPO法人ふあみりくろーばー) |
| 5 | 7月4日 | 情報と人をつなぐには… | 情報とエンパワメント研究会 |
| 6 | 7月18日 | コミュニケーションと境界線 | 姫嶋純子 (クレオ大阪相談室) |
| 7 | 9月19日 | “ありがとう”完成記念・ドキュメンタリー映画『奈緒ちゃん』上映会&振り返り座談会 | 喜多村きりん (ココベリ121) |
| 8 | 10月3日 | 異文化とのであい～その時あなたは～ | 高橋佳代子(NPO法人トッカピ子ども会) |
| 9 | 10月17日 | 人権ひとり絵芝居「わたし、迷惑な存在ですか？」あの人には私がないと何もできないんです」～人権侵害に潜むコミュニケーションスタイルについて考える～ | 林あかり(つたの会) |
| 10 | 10月31日 | “いじめ問題”で、プログラムを作ってみよう | 大谷真砂子 (じんけん楽習塾) |
| 11 | 11月14日 | 助成金をもらって何しよ？ | 武田祐子(NPO法人自立生活センターやお) |
| 12 | 11月28日 | 私はメディアー私から発信する社会ー | 森 実(大阪教育大学・じんけん楽習塾) |

2007

☆相談事業☆

八尾市人権協会では、2007年10月より八尾市から相談4事業（総合生活相談事業、人権ケースワーク事業、地域就労支援事業、要支援生徒に関わる進路支援事業）を受託しています。

■総合生活相談事業

相談から生活上の様々な課題や住民ニーズ等を見出し、住民の自立支援及び福祉の向上等に資するための相談事業。

■人権ケースワーク事業

結婚や就職時における差別など人権に関する相談を受け、その解決にあたります。人権を尊重した対応を心がけ、相談者のプライバシーを守ります。

■地域就労支援事業

働く意欲・希望がありながら雇用・就労を妨げる様々な阻害要因を抱える方々を対象として、市町村が有している、あらゆる雇用・就労施策や福祉施策などを活用し一人ひとりが生き生きと働く事のできる社会の実現を目指す事業。

■要支援生徒に関わる進路支援事業

進学意欲を有しながら経済的な理由により就学が困難な支援を要する生徒（要支援生徒）に対して、適切に家庭状況に見合った個々の課題解決を図る相談事業。

＜相談事業の連絡先＞
八尾市立安中人権ふれあいセンター内
相談室 TEL 072-922-1892

人権協会ってこんなところ



本の貸し出しもやっています



あらゆる人権課題の本がぎっしり！
また必要な本があれば購入もします。
人権学習にお役立てください。



募

集

本誌の愛称を募集しています。採用の方には図書券を進呈します。FAX かメールでご応募ください。

＜宛先＞

FAX 072-924-0134

e-mail oyaoya@oyaoya.org